

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
ブロック運営委員会規程

第1章 総 則

第1条 目 的

この規程は、ブロック運営委員会に関することについて定めることを目的とする。

第2条 設 置

JDSFの方針等の迅速な伝達と地域の意思疎通を図るため、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟ブロック運営委員会（以下「ブロック運営委員会」という。）を設置する。

2 ブロック運営委員会は、それぞれブロックの名称を冠するものとし、（公社）JDSF〇〇ブロック運営委員会又は〇〇ブロック運営委員会と称する。

第3条 組織的位置付け

ブロック運営委員会は、JDSFの直轄組織とし、所管する加盟団体の支援を行なうものとする。

2 ブロック運営委員会は、業務執行理事会の決定にもとづき運営管理される。

第4条 ブロック及び対象加盟団体

北海道ブロック : 北海道

東北ブロック : 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島

関東甲信越ブロック : 茨城、千葉、東京、神奈川、埼玉、栃木、山梨、群馬
長野、新潟

東海・北陸ブロック : 静岡、愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山

近畿・中四国ブロック : 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取
島根、徳島、香川、愛媛、高知

九州ブロック : 山口、福岡、大分、宮崎、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄

2 北海道ブロックは、北海道ダンススポーツ連盟をみなしブロックとし、本規程第5条の業務を担うものとする。

第2章 ブロック運営委員会

第5条 業 務

ブロック運営委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）ブロック内加盟団体の会員拡大及び組織基盤強化等に関すること。

（2）ブロック内の情報共有及び総合調整に関すること。

（3）国民スポーツ大会に係る機運の醸成、環境整備、ブロック内の選手育成及び強化に係る支援、調整に関すること。

（4）ブロック内のJDSF主催競技会の主管、開催日程、競技区分等の調整に関すること。

（5）ブロック内の都道府県連盟等が主催する競技会の開催日程、競技区分等の調整に

関すること。(派遣選考会の担当県の調整を含む。)

- (6) ブロックランキング対象競技会の指定、公表その他ブロックランキングに関する
こと。
- (7) ブロック内の競技資格に係る研修会・講習会、指導員資格に係る研修会・講習会
、
技術認定会その他必要な講習会等の開催、調整及び周知に関すること。
- (8) その他ブロックで調整すべき必要な業務及びサービス

第6条 組 織

ブロック運営委員会は、加盟団体からの推薦及び委員長の推薦を受けた者を委員として構成する。

- 2 加盟団体からの推薦は1名とし、委員長推薦は若干名とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- 4 ブロック運営委員会は、必要に応じて部をおき、部長及び部員をもって構成することができる。

第7条 役 員

ブロック運営委員会は、役員として委員長1名、副委員長を若干名置くことができる。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、役員の再任は妨げない。
- 3 委員長は、業務執行理事会で決定する。
- 4 委員長は、JDSF部長会メンバーとする。

第8条 会 議

ブロック運営委員会の会議は、ブロック運営会議（以下「運営会議」という。）及び必要に応じて設置する専門部会（以下「部会」という。）とする。

- 2 運営会議は、原則として3ヶ月毎に開催する。
- 3 運営会議は、委員長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

第9条 会 計

ブロック運営委員会の経理は、JDSF本部会計直轄に置く。

- 2 ブロック委員会会計の決済は、別途定める規定にもとづき委員長が決済できる。
- 3 ブロック運営委員会予算は、JDSF会計予算に計上し、総会承認を得なければならない。

第3章 拡大ブロック運営会議

第10条 業 務

拡大ブロック運営会議は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ブロック運営委員会とPDブロック運営委員会との相互連絡と調整に関する
こと。
- (2) その他、ブロック運営委員長又はPDブロック運営委員長が必要と認めたこと。

第11条 会議

- (1) 拡大ブロック運営会議は、必要に応じて開催するものとする。
- (2) 拡大ブロック運営会議は、ブロック運営委員長が自らの判断又はPDブロック運営委員長からの要請に基づいて会議を招集し、議長を務めるものとする。
- (3) 拡大ブロック運営会議の決議により、少人数によるブロック調整会議を開催することができるものとし、ブロック調整会議の招集及び議長は、拡大ブロック運営会議の例による。

第4章 附 則

第12条 本規程の改廃

本規程の改廃は、JDSF業務執行理事会の承認を得なければならない。

本規程は、平成14年12月21日より施行する（運営委員会承認）

平成15年12月28日	改正	第14条（1）一部訂正、（2）追加
平成16年 1月25日	改正	第7条（2）第8条（2）、第9条（1）（3）訂正
平成19年 3月25日	改正	第7条、第9条、第11、12条、第14条 第17条（1） 訂正
平成23年 6月11日	改正	第1条削除、第5条訂正、第7条訂正
平成25年 6月23日	改正	第4条 北海道ブロック（暫定削除） 第16条 一部改正（業務執行理事会に修正）
平成28年 5月29日	改正	
平成30年 6月23日	改正	
2025年 2月22日	改正	第4条第2項追加、第5条改正、第6条第5項 削除、第3章、第4章削除、第5章条項ずれ訂 正、第6章削除、第7章条項ずれ訂正、一部改 正